

一般社団法人群馬県トラック協会青年部会支部活動費交付要領

平成21年4月15日制定

平成22年3月12日改正

平成25年4月1日改正

平成29年3月15日改正

一般社団法人群馬県トラック協会青年部会

(目的)

第1 支部活動費は、部会員の経営資質の向上と支部青年部会の基盤強化を図り、業界の活性化、発展及び社会公共への貢献を期するため、支部青年部会において実施した活動に対して交付する。

(交付対象活動及び経費)

第2 交付対象活動は、次のとおりとし、交付対象経費は、会場利用料及び看板代、講師謝金、資料代、参加費、その他必要と認められるものとする。

- (1) 研修活動
- (2) 広報・啓発活動
- (3) 社会貢献活動
- (4) その他必要と認められる活動

(交付額)

第3 交付額は、部会員1名当たり交付1回につき上限2,000円とし、同一会計年度内の交付は2回以内とする。

(活動結果の報告)

第4 支部幹事は、交付対象活動について、別紙様式「支部活動報告書兼活動費交付請求書」に必要書類を添付し報告するものとする。

(附則) 本要領は、平成21年4月15日より実施する。

- 2 本要領は、平成22年4月1日より実施する。
- 3 本要領は、平成25年4月1日より実施する。
- 4 本要領は、平成29年4月1日より実施する。